

松江市告示第 593 号

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 414 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 22 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。		第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。	
略		略	
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金交付要綱」(令和 2 年 6 月 25 日島根県制定)の対象事業のうち、松江市を出発地とし、県内の松江市以外の市町村を目的地とする移動(令和 2 年 7 月 1 日以降に出発し、 <u>令和 4 年 3 月 31 日</u> までに帰着するものに限る。)を行う市民を運送する事業	補助金の交付対象である事務又は事業の内容	「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金交付要綱」(令和 2 年 6 月 25 日島根県制定)の対象事業のうち、松江市を出発地とし、県内の松江市以外の市町村を目的地とする移動(令和 2 年 7 月 1 日以降に出発し、 <u>令和 3 年 12 月 31 日</u> までに帰着するものに限る。)を行う市民を運送する事業
略		略	
附 則		附 則	
1 略 (この告示の失効)		1 略 (この告示の失効)	
2 この告示は、 <u>令和 4 年 5 月 31 日</u> 限り、そ		2 この告示は、 <u>令和 4 年 3 月 31 日</u> 限り、そ	

の効力を失う。

の効力を失う。

附 則

この告示は、令和3年12月22日から施行する。